

幼児教育・保育無償化のご案内

令和元年（2019年）10月から国による幼児教育・保育の無償化が始まり、幼稚園・保育所・認定こども園などに通う主に3歳クラスから小学校就学前の児童の保育料が無償化されています。このパンフレットでは制度の概要や手続きについてご紹介しています。

給付認定について

保育料が無償化となるためには、「給付認定」が必要となります。認可保育所や認定こども園、新制度の幼稚園に入所する人は入所申込などの際に1号・2号・3号に区分される「教育・保育給付認定」の申請を行います。

幼稚園（新制度以外）を利用する人は保育料が無償化となるために「施設等利用給付認定」の新1号の区分の認定を受ける必要があります。また、保育の必要性があり、認可外保育施設などを利用している人、幼稚園・認定こども園を利用していてさらに預かり保育を利用する人、保育所等の一時預かり保育などを利用している人は、新2号・新3号の区分の認定を受ける必要があります。新1号・新2号・新3号の認定を受けるためには、市へ申請が必要です。

1・2・3号認定（教育・保育給付認定）

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な施設
1号認定	3～5 歳児	不要	幼稚園（新制度）、認定こども園（幼稚園部分）
2号認定		必要	保育所、認定こども園（保育所部分）
3号認定	0～2 歳児		保育所、認定こども園（保育所部分）、 小規模保育事業所

新1号・新2号・新3号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な施設
新1号認定	満3～5 歳児	不要	幼稚園（新制度以外）
新2号認定	3～5 歳児	必要	（幼稚園または認定こども園）＋ 預かり保育、指定保育所、 認可外保育施設など
新3号認定	0～2 歳児 （住民税非課税世帯のみ）		

2号・3号や新2号・新3号の認定を受けるためには「保育の必要性」の事由が必要となります。保護者の就労や疾病などのために家庭で保育ができない状況を言います。保育の必要性の事由は次の表のとおりです。また、保育の必要性の事由の証明書類として、次の表の書類を添付して申請してください。

保育の必要性が受けられる事由と必要な書類

事由	事由の説明	必要書類の例
① 就労 月64時間以上就労している	会社員、アルバイト等	就労証明書（勤務先が記入）
	内職	就労証明書（内職の委託元が記入）と業務の計画表、予定表など
	自営業、農業 （父母以外の従業員がいない株式会社等を含む）	就労証明書（保護者自身が記入）と確定申告書のコピー（開業初年度などで提出できない場合は、開業届・営業許可書のコピー）
② 妊娠、出産	保育を必要とする理由が、妊娠・出産（産前8週・産後8週）	母子健康手帳（表紙と出産予定日が記載されたページのコピー）
③ 保護者の疾病・障がい	保育を必要とする理由が、保護者の病気・障がい	次の㊲㊴のいずれか ㊲ 市様式の診断書（病名、治療期間、保育ができない状態かどうか等を明記） ㊴ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のコピー
④ 親族の看護・介護	保育を必要とする理由が、親族の看護、介護	申立書と看護、介護が必要な人の㊲～㊴のいずれか ㊲ 市様式の診断書（病名、治療期間、介護の必要性等を明記。市所定の用紙に記入） ㊴ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のコピー ㊵ 介護保険被保険者証のコピー ㊶ 療養施設の在園証明書（川西さくら園など）
⑤ 災害復旧	災害の復旧のため児童の保育ができない	申立書とり災したことがわかる書類（り災証明書）
⑥ 求職活動（起業準備含む）	就業に向けて求職活動を行なっている（最大90日間）	求職活動状況申立書

⑦ 就学、職業訓練	就学（職業訓練校など、将来就労につながる就学を含む）している	申立書と在学（受講）証明書、カリキュラムや時間割が確認できる資料
⑧ 虐待やDVの恐れがある		申立書
⑨ 育児休業を取得して育児中	育児休業取得前に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合（育児休業に係る子どもが1歳なる年度末まで）	育休期間が明記された就労証明書 ※入所時点で育児休業を取得されている場合は、認定を受けられません。
⑩ その他	上記と同様な状態であると市が認める場合	市が必要と認める書類

※ 必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

※ 必要な添付書類の様式は、市ホームページにも掲載しています。ダウンロードしてご使用ください（市公式ホームページから トップページ＞暮らし・手続き＞子育て＞保育所・認定こども園（2・3号認定）小規模保育事業所＞保育施設（2号・3号および新2号・新3号認定）などの申し込み添付書類）【ページ番号：1000648】

認可保育所・私立認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業を利用する人

無償化の給付を受けるためには2号・3号の認定を受ける必要があります。申請は入所申込などの際に行います。

1 月額保育料について

3～5歳児の全員と0～2歳児の住民税非課税世帯の児童は保育料が無償化され、市（認可保育所、公立認定こども園）又は施設（私立認定こども園、小規模保育事業）へのお支払いがなくなります。手続きは必要ありません。ただし、延長保育料、給食費（下記2の免除者を除く）、日用品や文房具などの教材費などは無償化の対象外となりますので、お支払いが必要です。

年齢クラス	課税状況	令和元年10月からの保育料
0～2歳児	課税	課税額に応じた保育料
	非課税	無償化
3～5歳児	—	無償化

2 3～5歳児の給食費について

給食費には主食費（ごはん・パン・めんなど）と副食費（おかず・おやつなど）があり、実費として市又は施設へ直接お支払いいただくこととなります。

ただし、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割課税額が57,700円未満（ひとり親世帯等は77,101円未満）の世帯は副食費の支払が免除となります。また、第3子以降も免除となります。0～2歳児の給食費については、保育料に含まれています。

	3歳～5歳児クラス	0歳～2歳児クラス
主食費 （ごはん・パン・めんなど）	給食費として保護者負担※	保育料として保護者負担
副食費 （おかず・おやつ・ミルクなど）		

※年収360万未満相当世帯および所得にかかわらず第3子以降（小学校就学前の子どものみカウント）は、副食費が免除されます。

私立認定こども園（幼稚園部分）・幼稚園（新制度）を利用する人

無償化の給付を受けるためには1号の認定を受ける必要があります。加えて、預かり保育の利用料の無償化を希望する場合は新2号・新3号いずれかの認定を受ける必要があります。

認定区分	対象
1号	認定こども園（幼稚園部分） 幼稚園（新制度）の利用者（保育の必要性は不要）
新2号	3歳児（年少）～5歳児（年長）で保育の必要性がある人 （預かり保育の無償化の認定を受けた人）
新3号	満3歳児（3歳の誕生日から初めて迎える3月31日まで）で保育の必要性があり、住民税非課税世帯の人（預かり保育の無償化の認定を受けた人）

1 月額保育料について

満3～5歳児の全員の保育料が無償化され、施設へのお支払いはありません。ただし、預かり保育料、給食費、日用品や文房具などの教材費、バス送迎費、入園準備金、制服代などは無償化の対象外となりますので、お支払いが必要です。

2 預かり保育料の無償化について

保育の必要性の認定（新2号・新3号）を受けた場合、利用日数に応じて利用料が無償となります。

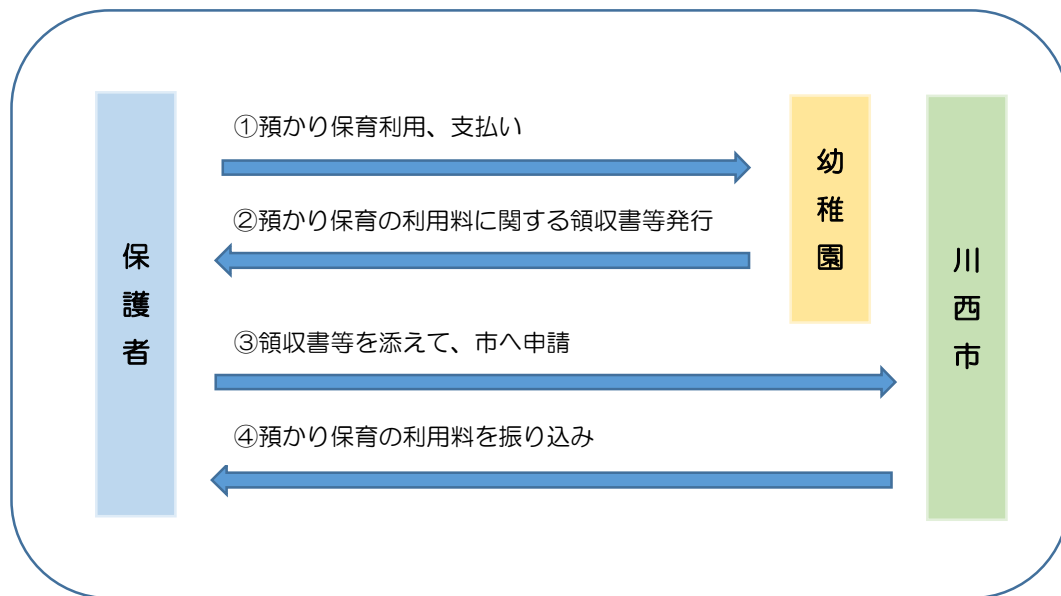
次の①、②の金額のうち、一番低い金額を給付します。

年齢クラス	金額
3～5歳児 （新2号）	①【令和8年9月まで】 利用日数×日額 450円（上限：月額 11,300円） 【令和8年10月以降】 利用日数×日額 490円（上限：月額 12,300円） ②施設に支払った預かり保育料
満3歳児 （新3号）	①【令和8年9月まで】 利用日数×日額 450円（上限：月額 16,300円） 【令和8年10月以降】 利用日数×日額 490円（上限：月額 17,700円） ②施設に支払った預かり保育料

【無償化の給付を受けるためには】

預かり保育の保育料が無償化となるには新2・3号の認定を受ける必要があります、そのためには申請が必要です。認定後、預かり保育の利用料金を施設へ支払い、施設から領収書・提供証明書の書類を受け取り、市へ給付の申請をしてください。

◎預かり保育の無償化のイメージ



●新2号・新3号の認定を受け、幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用している方が、認可外保育施設、認可保育所の一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業を利用した場合について

原則として、これらの事業の利用料は無償化の対象となりません。ただし、所属する幼稚園で十分な預かり保育が実施されていない場合（注1）に限って、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポート事業の利用も無償化の対象となります（注2）。

※注1 平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満の場合又は年間開所日数が200日未満。預かり保育の時間及び開所日数につきましては、在籍する幼稚園にご確認ください。

※注2 保育を必要とする理由が育児休業中である場合は、一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポート事業は無償化の対象外となります。

3 3～5歳児の給食費について

給食費には主食費（ごはん・パン・めんなど）と副食費（おかず・おやつなど）があり、実費として市又は施設へ直接お支払いいただくこととなります。

ただし、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯は副食費の支払が免除となります。また、第3子以降も免除となります。

※子どもの数え方は小学校3年生までの子をカウントします。

	3歳～5歳児クラス
主食費 (ごはん・パン・めんなど)	給食費として保護者負担※
副食費 (おかず・おやつ・ミルクなど)	

※年収360万未満相当世帯および所得にかかわらず第3子以降（小学校就学前の子どものみカウント）は、副食費が免除されます

私立幼稚園（新制度以外）を利用する人

無償化の給付を受けるためには新1号の認定を受ける手続きが必要となります。また、預かり保育事業の利用料の無償化を希望する場合は、さらに新2号・新3号いずれかの認定を受ける必要があります。

認定区分	対象
新1号	幼稚園（新制度以外）、国立幼稚園の利用者（保育の必要性は不要）
新2号	3歳児（年少）～5歳児（年長）で保育の必要性がある人 （預かり保育の無償化の認定を受けた人）
新3号	満3歳児（3歳の誕生日から初めて迎える3月31日まで）で保育の必要性があり、住民税非課税世帯の人（預かり保育の無償化の認定を受けた人）

1 月額保育料について

無償化により、満3～5歳児の全員の保育料が令和8年9月までは月額25,700円、令和8年10月以降は月額28,000円を上限に無償となります。毎月の保育料から上限額を除いた額を施設へお支払いください。また、月額の保育料が上限額未満の場合は、その年度に支払った入園料（注1）についても無償化の対象に含めることができます。ただし、預かり保育料、給食費、日用品や文房具などの教材費、バス送迎費、制服代などは無償化の対象外となりますので、お支払いが必要です。

※注1 在籍月数により月額換算します。

【無償化の給付を受けるためには】

新1号の認定を受けることが必要です。市へ申請してください。

2 預かり保育料の無償化について

保育の必要性の認定（新2号・新3号）を受けた場合、利用日数に応じて、利用料が無償となります。

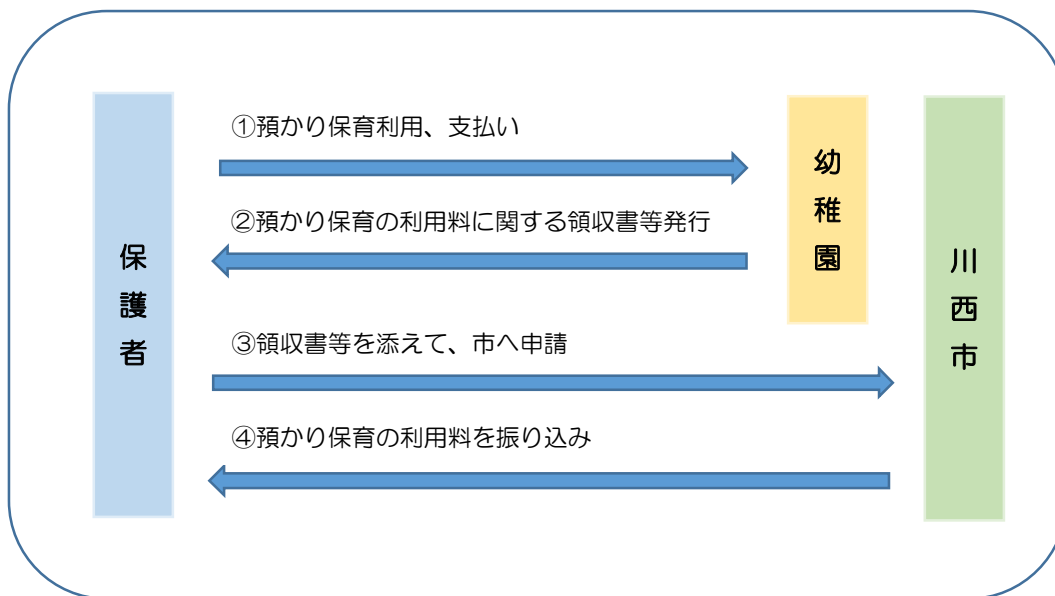
次の①、②の金額のうち、一番低い金額を給付します。

年齢クラス	金額
3～5歳児 （新2号）	①【令和8年9月まで】 利用日数×日額 450円（上限：月額 11,300円） 【令和8年10月以降】 利用日数×日額 490円（上限：月額 12,300円） ②施設に支払った預かり保育料
満3歳児 （新3号）	①【令和8年9月まで】 利用日数×日額 450円（上限：月額 16,300円） 【令和8年10月以降】 利用日数×日額 490円（上限：月額 17,700円） ②施設に支払った預かり保育料

【無償化の給付を受けるためには】

預かり保育の保育料が無償化となるには新2号・新3号の認定を受ける必要があります、そのためには申請が必要です。認定後は、預かり保育の利用料金を施設へ支払い、施設から領収書・提供証明書の書類を受け取り、市へ給付申請の手続きをしてください。

◎預かり保育の無償化のイメージ



●幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用している方が、認可外保育施設、認可保育所等の一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業を利用した場合について

原則として、これらの事業の利用料は無償化の対象となりません。ただし、所属する幼稚園で十分な預かり保育が実施されていない場合（注1）に限って、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポート事業（預かり、または預かり送迎のみが対象。送迎のみは対象外。）の利用も無償化の合算対象となります（注2）。

※注1 平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満の場合又は年間開所日数が200日未満であること。預かり保育の時間及び開所日数につきましては、在籍する幼稚園にご確認ください。

※注2 保育を必要とする理由が育児休業中である場合は、一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポート事業は無償化の対象外となります。

3 3～5歳児の給食費について

給食費には主食費（ごはん・パン・めんなど）と副食費（おかず・おやつなど）があります。

今回の無償化に伴い、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯並びに第3子以降は副食費が補助されます。

※子どもの数え方は小学校3年生までの子をカウントします。

	3歳～5歳児クラス
主食費 (ごはん・パン・めんなど)	給食費として保護者負担※
副食費 (おかず・おやつ・ミルクなど)	

※年収360万未満相当世帯および所得にかかわらず第3子以降（小学校就学前の子どものみカウント）は、副食費が補助されます

【無償化の給付を受けるためには】

施設には一度副食費を支払ってください。補助の申請については市から園経由で毎年2月頃にご案内しますので、対象の方は案内に従って手続きをしてください。手続き後、市から保護者へ振り込みます。

認可外保育施設（ベビーシッターを含む）、保育所等の一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業を利用する人

無償化の給付を受けるためには新2号・新3号のいずれかの認定を受ける手続きが必要となります。

認定区分	対象
新2号	3歳児～5歳児で保育の必要性がある人
新3号	0歳児～2歳児で保育の必要性があり、住民税非課税世帯の人

1 月額保育料（利用料）について

3～5歳児と0～2歳児の住民税非課税世帯の児童で、保育の必要性の認定（新2号・新3号）を受けた場合、下表記載の月額上限まで利用料が無償化となります。

ただし、給食費、日用品や文房具などの教材費、ファミリーサポートの交通費などは無償化の対象外となります。

年齢クラス	課税状況	令和元年10月からの利用料	令和8年10月以降の利用料
0～2歳児	課税	施設の定める利用料	施設の定める利用料
	非課税 (新3号)	月額上限 42,000 円まで 無償化	月額上限 45,700 円まで 無償化
3～5歳児	— (新2号)	月額上限 37,000 円まで 無償化	月額上限 40,300 円まで 無償化

【対象となる施設、事業】

認可外保育施設（ベビーシッターを含む、保育所等の一時預かり事業（認可外保育施設や企業主導型保育事業の一時預かり（注1）等も含む、病児保育事業、ファミリーサポート事業（注2）です。上限額の範囲内で複数のサービスを併用することも可能です。

無償化の対象となる施設等は市のホームページで公開しています。また、施設等の所在地市町村によっては無償化の対象施設等の範囲に制限を設けている場合がありますので、他市町村の施設、事業を利用する方は無償化の対象となるかどうかは所在地市町村に確認してください。

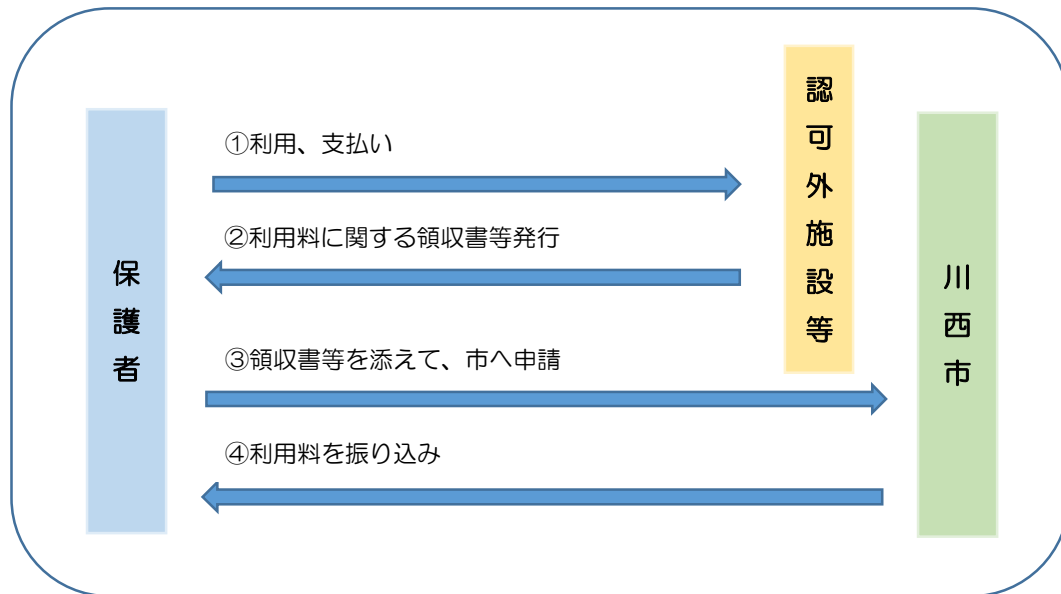
※注1 企業主導型保育事業の一時預かりの場合、無償化の対象にならない場合があります。あらかじめ対象施設に確認してください。

※注2 預かり利用が対象。預かりに伴う送迎についても対象。ただし送迎のみの利用は対象外です。

【無償化の給付を受けるためには】

まず、市へ新2号・新3号の認定を受けるための申請が必要です。認定後は、利用料金を施設等へ支払い、施設等から領収書兼提供証明書、（ファミリーサポート事業の場合はさらに活動報告書も必要です。）を受け取り、市へ給付申請の手続きをしてください。

◎預かり保育の無償化のイメージ



企業主導型保育事業を利用する人

標準的な利用料が無償化されます。手続きなど詳しくは直接施設にお問い合わせください。

【お問合せ先】

川西市教育委員会事務局

教育推進部入園所相談課

TEL：072-740-1175

FAX：072-740-1339